第１号様式　　主要事業の進行状況報告書　　平成 20 年９月 30 日

８８	建設局	都道のバリアフリー化
事業概要	都道の新設・拡幅・改修などにあわせて「東京都福祉のまちづくり条例」に基づく施設整備マニュアルに沿って、歩道勾配や段差の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などに取り組んでいる。 これらの歩道のうち、高齢者や障害者等が日常生活又は社会生活で利用する主要な施設（駅、官公庁、福祉施設等）を結ぶ道路については特定道路に位置づけ、区市町の整備計画と整合を図りながらバリアフリー化を推進している。 ＊特定道路…高齢者や障害者が日常生活又は社会生活で利用する主要な施設（駅、官公庁、福祉施設等）を結ぶ道路のうち、多数の高齢者、障害者の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣が指定する道路。	
これまでの経過	平成１２年度　「東京都福祉のまちづくり条例」改正 平成１２年度　「交通バリアフリー法」施行 平成１８年度　「バリアフリー新法」施行 これまで、「東京都福祉のまちづくり条例」や「交通バリアフリー法」、「バリアフリー新法」に基づいて、特定道路のバリアフリー化を進めてきた。 現在、区市町が定める移動円滑化基本構想に位置づけられた都道の特定道路は、５７ｋｍあり、平成１９年度末で４５ｋｍ完了した。	
現在の進行状況	平成２０年度事業 ・羽村市栄町３丁目～五ノ神２丁目　福生青海線 ・八王子市子安町１丁目～万町４丁目　下柚木八王子線 ・三鷹市下連雀１丁目　武蔵野狛江線 計　１．１km	
今後の見通し	特定道路については、平成 22 年までにバリアフリー化を図っていく。 今後とも、誰もが安全で快適に利用できるように、歩道のバリアフリー化を推進していく。	

問い合わせ先	建設局　道路管理部　安全施設課	電話	03-5320-5302